

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき公表します。

若狭町長 渡辺 英朗

「農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」

市町村名(市町村コード)	若狭町(501)
地域名(集落名)	瓜生地区 (末野・安賀里・下々中・有田・ 下吉田・上吉田・脇袋・瓜生・関)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日(第9回)

1 理念・基本方針

[理念]

清き北川の水は山の恵み、田を潤し農の心を豊かにする、水と緑の自然と共にある
瓜生の農村

[基本方針]

- 1) 北川・水田・山の自然環境に恵まれた瓜生地区の豊かな農村景観を保全する。
- 2) 担い手農家と多様な担い手農家が一体となって、水田農業を継続する。
- 3) 山の恵みの自然水による有機農業を促進する。
- 4) 水田耕作・家庭菜園により土に親しむ農家により、豊かな農村集落とする。
- 5) 瓜生地区の皆の叡知で10年後の農村の姿を描く。

2 地域における農業の将来の在り方

1) 地域農業の現状と課題

- ・ 担い手農家への集積率がR5で90%となっており、アンケート調査では多様な担い手農家の離農が更に進みつつあり、農村集落の農家数が減少して集落維持機能が低下する。
- ・ 規模拡大の限界の担い手農家もあり、今後多様な担い手農家の離農が進展すると耕作者不足となり不耕作田の増加が懸念される。
- ・ S48に完了した圃場整備から50年が経過しており、水田に深みがあり再度水田基盤整備が必要な区域がある。
- ・ 地区全体は自然圧パイプライン(末野27haはポンプアップ)が整備されており、かん水は効率的である。
- ・ 地区全域の山裾に獣害防止の恒久柵が設置してあるが、山や川から侵入により獣害の発生が完全に防止できない。
- ・ 集落農業形態の担い手農家が4経営体(約100ha)が営農しているが、役員の高齢化に伴い円滑に継承ができるか不透明な現状である。
- ・ 担い手農家と地権者との契約で賃料が決定されているが、個々での契約であるため金額がバラバラとなっている。担い手農家では地区内で統一すべきとの要請がある。

- ・ 担い手農家は規模拡大に伴い草刈り作業が過重となっている。水田の景観維持のために適正な時期に草刈りを実施する必要があるが、集落単位の草刈り活動では限界があるため、地区全体での組織化による草刈りの要請がある。
- ・ 水稲有機栽培は町内の約50%が瓜生地区で実施されており、有機農業への意識は高い。
- ・ 担い手農家がハウス園芸と水稲栽培の複合経営を精力的に取り組んでいる。

[基礎的データ]

農業者	(担い手農家) 18人 (多様な担い手農家) 53人
水田面積	263.6 ha
集積率	90% (R5)
主要作物	水稲・園芸

2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稲栽培を主軸として、ハウス園芸栽培も促進していく。
- ・ 担い手農家への集積率を95%程度とし、多様な担い手農家の離農を抑制し、適正な農村集落機能を維持していく。
- ・ 耕作不利田の水田基盤整備を実施していく。
- ・ 山裾に設置してある獣害防止の恒久柵の補修・更新を促進するとともに耕作田周辺に電気柵を設置し、獣害を完全に防止する。
- ・ 集落営農形態の経営体の関係者で連携を検討していく。
- ・ 利用権設定の賃料を水利費相当額で地区内を統一し、水田の集約(交換)化を促進する。
- ・ 地区内の水田を適正な景観とするために、集落単位の活動と連携しながら、社団法人を設立し地区全体の水田の草刈りを実施していく。
- ・ 減農薬減化学肥料栽培や有機栽培を促進し、特に家庭菜園での有機栽培を推進していく。
- ・ 多様な担い手農家の離農対策のために、新規就農者を求める。

3 農業上の利用が行われる農用地等の区域

1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	263.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	263.6 ha
うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積	0 ha

2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・ 農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

4 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 担い手農家の耕作田は、効率的農作業のためには農道を挟み1ha以上の団地化を進める。
- ・ 多様な担い手農家の耕作田は現況の通りとし、担い手農家耕作田を100%団地化する。
- ・ 離農する担い手・多様な担い手農家の耕作田は、担い手農家に集積する。

2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域全体の水田を農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の経営意向により段階的に集約化を進める。

3) 水田基盤整備事業への取り組み

① 瓜生北部地区水田整備事業

A=50ha(下々中・有田地係) 地権者数=

中間管理機構関連基盤整備事業(R10-R15) ---総事業費 約20億円・農家負担ゼロ

瓜生土地改良区(瓜生北部地区水田基盤整備事業促進協議会あり)

R6-R7---地元調整(地権者の確定・100%利用権設定同意・事業区域の確定・要望活動)

R8---県単調査 R9---国調査設計 R10---着工

※ 末野地係の水田基盤整備も検討していく。

② 水利施設の更新事業

- ・ 老朽化する瓜生頭首工・パイプラインなどの水利施設の更新(延命化)を検討する。

③ 田んぼダム

- ・ 北川下流域の洪水被害防止効果を発揮(洪水を水田に一時貯留)する田んぼダムを北川上流で促進する。

④ 耕作条件改善事業

- ・ 区画拡大・暗渠排水・深み解消などの耕作条件改善事業を進める。

⑤ 獣害対策事業

- ・ 山裾にある恒久柵の適正な維持管理を進め、損傷した柵の更新対策を進める。
- ・ 川からの侵入に対しては電気柵で防止する。電気柵の町の支援を充実する。

⑥ 霞堤対策

- ・ 上吉田には北川霞堤が2か所存在するが、集落に隣接しており洪水時には不安であるため区民は閉鎖を要望している。

4) 多様な担い手農家の継続方針

- ・ アンケート調査や耕作意向調査により、多様な担い手農家の多くが10年後には離農の意向であるため、農村集落機能の維持には農家の確保が必要である。
- ・ 地区内の担い手農家への作業委託や農業機械の共同利用組織の支援を進め、農業機械のレンタル支援を関係者と検討する。
- ・ 多くの人が土に親しむ機会の創出のために瓜生地区家庭菜園グループの発足を協議する。

5) その他課題と対応方針

① 賃料の統一化

- ・ 担い手農家間の耕作田の交換による集約化を円滑化するために、賃料を統一する。
- ・ (水利費)1,600円/10a を目安として地権者など関係者と協議していく。
- ・ 今後予想される水利施設更新事業の耕作者負担は、土地改良区との協議とする。

② 地区の草刈り隊の組織化

- ・ 担い手農家が過重となっている草刈り作業を、地域全体で支援する組織を結成する方向で関係者と協議していく。
- ・ 多面的機能活動との調整を図っていく。

③ 担い手農家の連携組織

- ・ 農業機械の共同利用・資材の共同購入・農産物の販売など、連携できる組織体を整備できるように関係者と協議していく。
- ・ 集落農業形態の4経営体の連携強化を協議していく。

5 地域計画(案)策定協議の経緯

	年	月	日	意見交換会・協議会	備考
1	5	11	27	担い手農家との意見交換会 ①	13人
2	5	12	18	多様な担い手農家との意見交換会①	12人
3	6	1	24	女性有識者との意見交換会	7人
4	6	1	22	農業を考える会 ①	9人
5	6	2	5	農業を考える会 ②	9人
6	6	2	19	農業を考える会 ③	8人
7	6	3	18	担い手農家との意見交換会 ②	13人
8	6	3		集落説明	各集落の新年度総会時に説明
9	6	3	25	地域計画策定協議会 ①	13人(森川知彦・黒田秀治・堂本善和・橋本幸美・森司・深水道記・井関平信・齋島照樹・中塚文和・杉森芙美・大田正嗣・中村和幸・植野継男)